

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部を改正する命令（案）及び個人番号カード等に関する技術的基準の一部を改正する件（案）について

令和 8 年 8 月
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ
総務省自治行政局

1. 改正の背景

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 46 号。以下「改正法」という。）により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）が改正され、カード代替電磁的記録に関する規定が整備された。

改正法の一部の施行に伴い、令和 7 年 4 月 1 日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成 26 年総務省令第 85 号。以下「省令」という。）が、同年 5 月 16 日に個人番号カード等に関する技術的基準（平成 27 年総務省告示第 314 号。以下「技術的基準」という。）が改正され、カード代替電磁的記録についての所要の規定の整備が行われたところ。これを受け、iOS 端末では、令和 7 年 6 月 24 日より、カード代替電磁的記録の利用が可能となった。

また、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）において、Android 端末については、「2026 年秋頃にマイナンバーカードの基本 4 情報等の搭載実現を目指す」こととされ、これに基づき Android 端末でもカード代替電磁的記録が利用できるようシステム整備が進められている。

Android 端末におけるカード代替電磁的記録利用開始に向けて準備を進める中で、最新の技術動向等を踏まえる必要があることから、省令及び技術的基準におけるカード代替電磁的記録に関する規定を改正し、所要の規定の整備を行うこととする。

2. 改正の概要

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部改正関係

(1) カード代替電磁的記録の失効事由について

送信用プログラムが地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）に対し通知を送信する機能の違いに応じて、異なる失効事由を適用する。

(2) 送信用プログラムが満たす基準について

カード代替電磁的記録の発行を受けた者（以下「カード代替電磁的記録利用者」という。）が、例外的な場合を除いて、過去にカード代替電磁的記録の送信を行った相手方以外の者に対し、当該送信されたカード代替電磁的記録を送信しない機能を有することを送信用プログラムの満たす基準とする。

- ① 過去にカード代替電磁的記録の送信を行った相手方以外の者に対するカード代替電磁的記録の送信を行うことができなくなった旨の通知を送信する機能か、
- ② 発行されたカード代替電磁的記録のうち、送信された当該カード代替電磁的記録の数を確認し、直ちに当該カード代替電磁的記録に代わる新たなカード代替電磁的記録の発行を求める旨の通知を送信する機能のいずれかを有することを送信用プログラムの満たす基準とする。

送信用プログラムが発行されたカード代替電磁的記録のうち、送信された当該カード代替電磁的記録の数を確認し、直ちに当該カード代替電磁的記録に代わる新たなカード代替電磁的記録の発行を求める旨の通知を送信する機能を有する場合には、機構がカード代替電磁的記録の有効期間が満了したことを把握するための機能を有することを送信用プログラムの満たす基準に加える。

(3) その他所要の改正

- 個人番号カード等に関する技術的基準の一部改正関係

機構が特定カード代替電磁的記録発行者署名符号を用いて行う電子署名について、カード代替電磁的記録発行者署名符号の使用期間ごとに行うことを定める。

3. 今後のスケジュール

公布日：10月中旬（予定）

施行期日：公布日